

新型コロナウイルス感染症

★ News 国や自治体からの助成金・給付金の課税関係

課税? 非課税?

新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、国や地方自治体等から受ける「助成金」や「給付金」は、すべて所得税等が非課税になるわけではなく、法律によって非課税となるもの、事業所得や一時所得または雑所得となるものがあります。また自治体独自の給付金についても注意が必要です。

【新型コロナウイルス感染症関連の助成金等の課税関係・例】 → 国税庁、厚生労働省ホームページ

非課税	<p><法律が非課税の根拠となるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（雇用保険臨時特例法） 新型コロナウイルス防止措置等の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、<u>休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった労働者の申請による給付金</u> ・特別定額給付金（新型コロナ税特法） 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている者に一律10万円を給付 ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法） ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金（所得税法9条） ・学生支援緊急給付金（所得税法9条） 	<p>※ 学生に大学等から支給された助成金は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学費を賄うため支給 → 非課税 ・生活費を賄うため支給 → 一時所得 ・遠隔授業用に供与されたパソコン等 → 非課税
課税	<p><事業所得等とされるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（事業所得者向け） 売上がひと月前年同月比50%以上減少の事業者、中小法人・上限200万円、個人事業者・上限100万円を給付 ・家賃支援給付金 ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・雇用調整助成金 事業活動の縮小により労働者に<u>一時的に休業を行い雇用の維持を図った場合、休業手当相当額を助成する。</u> ・小学校休業等対応助成金・支援金 小学校の臨時休校等により保護者として子供の世話が必要となった労働者に有給休暇（労働基準法の年次有給休暇を除く）を与えた事業主への助成金（厚生労働省） <p><一時所得等とされるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・GoToキャンペーン事業における給付金（トラベル、イート、イベントの3種類） 	<p>※ 持続化給付金のうち、フリーランスを含む個人事業者で、雑所得や給与所得で確定申告をしている人は、雑所得や一時所得になる。</p> <p>一時所得は、他の一時所得との合計額が特別控除額50万円を超えなければ、課税の対象にはならない。</p>

☆ 当事務所の年末・年始の休業とさせていただきます。

12月29日(火)～1月4日(月)

12月28日(月)は、午前中みの業務とさせていただきます。
よろしくお申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9
田中会計事務所 税理士 田中育雄
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>